

広島県教育委員会指定「連携校」における合同チームの大会参加についての別途規定 22.4

1. 引率者は、従来通り該当校の責任ある教員の引率を必要とする。
2. 合同チームの名称は、従来通り専門部と当該校間で協議し決定する。
3. 登録における専門部費の納入及び競技団体登録は従来通りとする。
4. 出場可能な大会については従来通り県大会までとし、当該競技専門部に申請書を提出し、承認を受けなければならない。
5. 大会への参加については、連携校で緊密な連携をとり、相互理解を図ること。

6. 大会への参加における別途規定の具体例

[合同練習している連携校をA・B, 他校をC, Dとする]

(1) A 部員数が充足 + B 部員数が充足 の場合

- ① 大会に「合同」参加OK = 【合同A・B】 22.4 認定
- ② 大会に「単独」参加OK = 【単独Aと単独B】
- ③ 大会に「合同」で2チーム参加 = 【合同A・Bの①と合同A・Bの②】 → 不可

(2) A 部員数が充足 + B 部員数が不足 の場合

- ① 大会に「合同」参加OK = 【合同A・B】 22.4 認定
- ② 大会にAのみが「単独」参加OK = 【単独A】
⇒ (ア) BがAから部員を借りての大会参加 = 単独Aと合同A・B → 不可
(イ) Bが部員不足の「C」と「合同」参加OK = 【単独Aと合同B・C】

(3) A 部員数が不足 + B 部員数が不足 の場合

- ① 大会に「合同」参加OK = 【合同A・B】
- ② A+Bでも部員不足の場合は部員不足の「C」「D」との「合同」参加OK
【合同A・B・C・D】
- ③ A・B双方の了解のうえ、【合同A・C】あるいは【合同B・D】
で大会参加OK